

# 2026年3月期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時

## 場所

富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
株式会社CKサンエツ  
本社事務所棟 3階 大会議室

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

## 目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告	23
株主総会参考書類	31

株式会社CKサンエツ

証券コード 5757

証券コード 5757  
(発送日) 2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番1号

**株式会社 CKサンエツ**

代表取締役社長 釣 谷 宏 行

## 2026年3月期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2026年3月期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cksanetu.co.jp/ir/shareholder>  
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CKサンエツ」又は「コード」に当社証券コード「5757」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従い2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
株式会社C Kサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室
3. 目的事項  
報告事項
- 2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

## 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時入力完了分まで

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

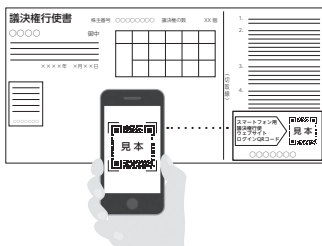
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

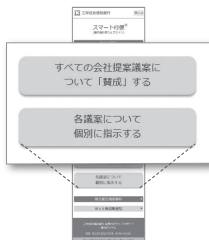
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

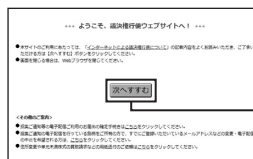
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国が「米国第一主義」を唱えて、保護主義的貿易政策を強硬に推進したために混乱しました。また、米国とイスラエルが2026年2月28日にイランを攻撃して、ホルムズ海峡が封鎖されました。

わが国経済は、資源・エネルギー価格が上昇したため、物価が上昇しました。政策金利は、30年ぶりに0.75%まで上昇しました。当社グループ（当社及び連結子会社）の主要原材料で、国際相場商品である銅の建値は、LME価格の高騰と円安のため、同年1月13日に1トン219万円まで上昇しました。

このような経営環境の下、当社グループは、相乗効果を追求するため、2025年4月1日に同業の三谷伸銅株式会社の株式を譲受し、連結子会社化しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、三谷伸銅株式会社を連結子会社化したことに伴う伸銅事業における販売量の増加や、主要原材料である銅の相場が高値で推移したこと等により、売上高は1,494億38百万円（前期比19.4%増加）となり、営業利益は141億61百万円（同38.0%増加）となりました。営業外費用として、デリバティブ損失が89億36百万円、デリバティブ評価損が2億51百万円発生したため、経常利益は56億36百万円（同32.8%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は35億87百万円（同31.1%減少）となりました。

配当金につきましては、当期は1株当たり90円（中間配当45円、期末配当45円）とさせていただきます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 伸銅

伸銅事業では、販売量は10万389トン（前期比11.7%増加）、売上高は1,314億42百万円（同23.5%増加）となり、セグメント損益は111億77百万円のセグメント利益（同57.7%増加）となりました。

#### 精密部品

精密部品事業では、売上高は60億9百万円（前期比6.6%増加）となり、セグメント損益は9億6百万円のセグメント利益（同45.2%増加）となりました。

#### 配管・鍍金

配管・鍍金事業では、売上高は119億85百万円（前期比8.2%減少）となり、セグメント損益は18億72百万円のセグメント利益（同15.2%減少）となりました。

#### ② 設備投資の状況

設備投資の総額は16億83百万円でした。その主なものは、サンエツ金属株式会社高岡事業所線工場の太径銅線皮むき伸線機新設と線第2工場酸洗設備新設、サンエツ金属株式会社砺波工場の第4系列溶解炉原料投入装置導入、株式会社リケンC K J VのAMF04注湯機導入などであります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年4月1日付で三谷伸銅株式会社の株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	123,838	111,433	125,108	149,438
経 常 利 益 (百万円)	8,655	6,094	8,383	5,636
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,318	3,815	5,207	3,587
1株当たり当期純利益 (円)	644.39	458.22	616.11	432.19
純 資 産 (百万円)	49,147	53,608	59,038	62,648
総 資 産 (百万円)	75,455	77,140	86,975	97,520

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サンエツ金属株式会社	301百万円	100.00%	伸銅・精密部品
シーケー金属株式会社	176	88.98	配管・鍍金
日本伸銅株式会社	1,595	55.52	伸銅
三谷伸銅株式会社	450	94.06 (4.69)	伸銅
三越金属（上海）有限公司	23	100.00	伸銅（販売）
台湾三越股份有限公司	10	100.00	伸銅（販売）

(注) 1. 議決権比率の欄の（ ）内は、他の連結子会社による間接所有割合であり、内数表示しています。

(注) 2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	サンエツ金属株式会社
特定完全子会社の住所	富山県砺波市太田1892番地
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	6,419百万円
当社の総資産額	19,170百万円

(4) **対処すべき課題**

当社グループの主力事業領域は、伸銅事業と精密部品事業と配管・鍍金事業です。いずれの事業においても、国内市場は成熟し、今後とも需要が漸減するものと推測されています。

当社グループといたしましては、新製品の開発による市場開拓と、M&Aによる事業拡張に注力することで、企業価値の向上に努めます。

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2026年3月31日現在)

① 当社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

・本店 富山県砺波市太田1892番地  
・工場 高岡市・砺波市・茨城県石岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋  
・営業所 北海道・仙台・広島・福岡・北陸(高岡市)

株式会社リケンC K J V

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市

日本伸銅株式会社

・本店 大阪府堺市堺区匠町20番地1  
・工場 堺市  
・支店 東京・大阪

## 三谷伸銅株式会社

- ・本店 京都府京都市南区上鳥羽大柳町1番地1
- ・工場 京都市
- ・支店 東京・京都

## 株式会社サンエツ商事

- ・本店 富山県高岡市吉久一丁目4番1号
- ・支店 埼玉

## (海外)

- 三越金属（上海）有限公司 中国上海市
- 台湾三越股份有限公司 台湾台北市

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

## 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
伸銅事業	591名	102名増
精密部品事業	102	3名増
配管・鍍金事業	322	2名減
合計	1,015	103名増

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	3,310百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,957
株式会社福井銀行	2,200

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 29,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,867,000株
- ③ 株主数 8,285名
- ④ 大株主 (上位10名、持株数千株未満切り捨て)

株主名	持株数	持株比率
CKサンエツ取引先持株会	985千株	11.12%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	679千株	7.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	361千株	4.08%
CKサンエツ従業員持株会	320千株	3.62%
株式会社ツリヤ経営	281千株	3.17%
株式会社北陸銀行	240千株	2.71%
富源商事株式会社	207千株	2.34%
株式会社リケン	194千株	2.20%
東泉産業株式会社	193千株	2.18%
株式会社釣谷興産	138千株	1.56%

(注) 持株比率については、自己株式 (5,628株) を控除した発行済株式総数により算出しております。

株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式のうち、「役員向け株式交付信託」に係る株式数は323千株、「従業員持株会信託型ESOP」に係る株式数は281千株であります。なお、当該株式は自己株式として処理しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	釣谷宏行	サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンC K J V代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 三谷伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役
専務取締役	釣谷伸行	営業管掌
取締役	松井大輔	管理統括部長
取締役 (常勤監査等委員)	森千恵美	
取締役 (監査等委員)	梶田和彦	株式会社UACJ名誉顧問
取締役 (監査等委員)	山田政雄	DOWAホールディングス株式会社相談役 藤田観光株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	浜田巨	株式会社シキノハイテック社外監査役

- (注) 1. 取締役梶田和彦氏、山田政雄氏、浜田巨氏は、社外取締役であります。
2. 森千恵美氏は、当社グループ全般の業務等に関する豊富な経験と実績を有しておりますので、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材であることから、常勤の監査等委員として選定しております。
3. 浜田巨氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は梶田和彦氏、山田政雄氏、及び浜田巨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループの役員等（ただし、会計監査人を除く。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることになりません。

④ 取締役の報酬等

イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、一部については2021年5月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る。）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

b. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方針の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式の交付を行う。

c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80%：20%とする。

d. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社株式を交付する。

その他、取締役に対し報酬等を与える条件の決定方針は、代表取締役社長に一任し、毎年、7月度役員報酬より改定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

□) 取締役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く。）	3名	250百万円	203百万円	46百万円
（うち社外取締役）	（1名）	（1百万円）	（1百万円）	（1百万円）
取締役（監査等委員）	4名	26百万円	26百万円	1百万円
（うち社外取締役）	（3名）	（18百万円）	（18百万円）	（1百万円）
合 計	7名	277百万円	230百万円	46百万円
（うち社外役員）	（3名）	（18百万円）	（18百万円）	（1百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式等の交付を受けることができるポイントとなります。割当ての際の条件等は「イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名です。  
また、別枠で、2021年6月22日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、1事業年度当たり37,500ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月21日開催の定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
5. 報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行氏に一任しています。委任の理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。
6. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
7. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、子会社からの報酬等15百万円を含んでおりません。

ハ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柘田和彦氏は、株式会社UACJの名誉顧問であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社の相談役であり、藤田観光株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役浜田亘氏は、株式会社シキノハイテックの社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 梶田和彦	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。</p> <p>株式会社UACJ名誉顧問の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。毎月の経営会議も傍聴し、M&amp;A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p>
社外取締役 (監査等委員) 山田政雄	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。</p> <p>DOWAホールディングス株式会社相談役の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っており、M&amp;A案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p>
社外取締役 (監査等委員) 浜田 亘	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。</p> <p>公認会計士として培われた専門的な財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行い、財務及び会計の観点から経営全般の監督機能の強化に寄与しました。</p> <p>また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の当該事業年度の監査計画の内容、過年度の監査計画及び職務執行状況並びに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の会計監査人の報酬等の額の妥当性を検討した結果、当該報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

剰余金の配当等につきましては、自己資本比率の向上を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を安定的に行うことを基本方針としつつ、株主配当につきましては、減配せず、配当を維持または増加させる「累進配当」方針を2027年3月期より採用することにいたしました。

この方針に基づき、短期的な業績変動に左右されにくい配当を継続することで、中長期的な株主価値の向上に取り組んでまいります。

配当金につきましては、当期は1株当たり90円（中間配当45円、期末配当45円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当50円、期末配当50円、合計100円を予定しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>72,758</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,845</b>
現金及び預金	1,292	支払手形及び買掛金	11,596
受取手形	547	電子記録債務	200
売掛金	21,220	短期借入金	11,970
電子記録債権	9,761	未払金	2,617
商品及び製品	10,079	未払費用	813
仕掛品	16,156	未払法人税等	763
原材料及び貯蔵品	12,169	賞与引当金	1,514
その他の他	1,618	設備関係支払手形	51
貸倒引当金	△87	その他	1,319
<b>固 定 資 産</b>	<b>24,762</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,026</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21,239</b>	繰延税金負債	366
建物及び構築物	9,458	再評価に係る繰延税金負債	289
機械装置及び運搬具	3,446	退職給付に係る負債	1,609
土地	7,523	長期借入金	1,177
建設仮勘定	291	その他	583
その他	520	<b>負 債 合 計</b>	<b>34,871</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>157</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	147	<b>株 主 資 本</b>	<b>53,548</b>
その他	10	資本金	2,756
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>3,364</b>	資本剰余金	5,536
投資有価証券	2,512	利益剰余金	47,320
繰延税金資産	754	自己株式	△2,065
その他	99	その他の包括利益累計額	1,366
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	478
<b>資 産 合 計</b>	<b>97,520</b>	土地再評価差額金	556
		為替換算調整勘定	93
		退職給付に係る調整累計額	237
		非支配株主持分	7,733
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>62,648</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>97,520</b>

# 連結損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	149,438	
売上	129,067	
営業利益	20,371	
販売費及び一般管理費	6,209	
営業利益	14,161	
営業外収益	872	
受取利息	9	
受取配当金	220	
受取バテイブ評価	2	
受取業者向業務者負の受託料	176	
受取業者向業務者負の受託料	49	
受取業者向業務者負の受託料	76	
受取業者向業務者負の受託料	338	
営業外費用	9,397	
支為バテイブ損	140	
支為バテイブ損	26	
支為バテイブ損	8,936	
支為バテイブ損	251	
支為バテイブ損	42	
特別利益	5,636	
特別利益	336	
固定資産売却益	1	
投資補助段階の取得のれ	95	
投資補助段階の取得のれ	8	
投資補助段階の取得のれ	38	
投資補助段階の取得のれ	192	
特別損失	19	
固定資産売却損	7	
固定資産売却損	3	
固定資産売却損	8	
税金等調整前当期純利益	5,954	
法人税、住民税及び事業税	1,700	
法人税、住民税及び事業税	△56	
当期純利益	4,310	
支配株主に帰属する当期純利益	723	
非親会社株主に帰属する当期純利益	3,587	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,215</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,102</b>
現金及び預金	79	未払金	6
短期貸付金	1,000	短期借入金	630
その他	135	未払費用	19
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,955</b>	未払法人税等	103
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,237</b>	未払消費税等	12
建物	1,204	前受収益	111
構築物	18	仮受金	203
機械装置	0	預り金	15
工具器具及び備品	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,725</b>
土地	3,014	長期借入金	1,177
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,717</b>	長期未払金	510
投資有価証券	1,468	再評価に係る繰延税金負債	289
関係会社株式	11,540	退職給付引当金	1,747
繰延税金資産	504	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,827</b>
その他	204	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,170</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,316</b>
		資本金	2,756
		資本剰余金	3,560
		資本準備金	2,671
		その他資本剰余金	888
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>9,065</b>
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	9,013
		固定資産圧縮積立金	36
		別途積立金	3,000
		繰越利益剰余金	5,976
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,065</b>
		評価・換算差額等	1,025
		その他有価証券評価差額金	468
		土地再評価差額金	556
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,342</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>19,170</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,109
売上総利益	1,109
販売費及び一般管理費	745
営業利益	363
営業外収益	274
受取利息	9
受取配当金	210
その他	54
営業外費用	10
支払利息	7
その他	2
経常利益	628
特別利益	55
投資有価証券売却益	55
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	683
法人税、住民税及び事業税	167
法人税等調整額	10
当期純利益	505

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社C K サンエツ  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士	許	仁 九
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	春 田	岳 亜
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	中 山	孝 一
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C K サンエツの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C K サンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社C K サンエツ  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	許	仁 九
業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	春 田	岳 亜
指 定 社 員	公 認 会 計 士	中 山	孝 一
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C K サンエツの2025年4月1日から2026年3月31日までの2026年3月期の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお

いて、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2026年3月期における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査・規格管理室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び関係箇所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び工場・支店等に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社 C K サンエツ 監査等委員会

常勤監査等委員 森 千恵美 ㊟

監査等委員 榎田和彦 ㊟

監査等委員 山田政雄 ㊟

監査等委員 浜田 亘 ㊟

(注) 監査等委員榎田和彦、山田政雄及び浜田亘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社グループの事業領域の拡大に伴い、現行定款第2条（目的）の追加及び変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （記載省略）	第1条 （記載省略）
第2条（目的） 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条（目的） 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1) 各種材料による棒・線・管・形材・鋳物及び、それらを素材とした切削・鍛造・鍍金加工品の製造ならびに販売	(1) 各種材料による棒・線・管・ <u>板・条</u> ・形材・鋳物及び、それらを素材とした切削・鍛造・ <u>リードピン</u> ・鍍金加工品の製造ならびに販売
(新 設)	<u>(2) 各種地金及びリサイクル原料の売買及び集荷</u>
(2) 不動産の賃貸業	(3) 不動産の賃貸業
(3) 各種継手類の製造販売	(4) 各種継手類の製造販売
(4) 各種鋳物製品および諸機械部品の製造販売	(5) 各種鋳物製品および諸機械部品の製造販売
(5) 管継手の製造に要する機械の販売	(6) 管継手の製造に要する機械の販売
(6) 配管機材の販売	(7) 配管機材の販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>(7) 中子および金型の製造販売</p> <p>(8) 金属製品の機械加工</p> <p>(9) 金属製品の樹脂塗装</p> <p>(10) 溶融亜鉛鍍金</p> <p>(11) 架線金具製造販売</p> <p>(12) 損害保険代理店業</p> <p>(13) 配管工事の施工指導および施工</p> <p>(14) 貿易業、<u>売買業</u>、<u>売買の代理業</u>、問屋業及び仲立業</p> <p>(15) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第46条 (記載省略)</p>	<p>(8) 中子および金型の製造販売</p> <p>(9) 金属製品の機械加工</p> <p>(10) 金属製品の樹脂塗装</p> <p>(11) 溶融亜鉛鍍金</p> <p>(12) 架線金具製造販売</p> <p>(13) 損害保険代理店業</p> <p>(14) 配管工事の施工指導および施工</p> <p>(15) 貿易業、<u>売買の代理業</u>、問屋業及び仲立業</p> <p>(16) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第46条 (記載省略)</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
1	つりやひろゆき 釣谷宏行 (1958年11月12日)	1982年4月 株式会社北陸銀行入行 1986年4月 シーケー金属株式会社入社 1991年9月 同社取締役 1996年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任） 1997年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任） 2000年6月 当社代表取締役社長（現任） 2011年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長（現任） 2011年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任） 2015年6月 日本伸銅株式会社代表取締役会長（現任） 2018年5月 株式会社日伸地金代表取締役社長（現任） 2022年11月 株式会社サンエツ商事代表取締役会長（現任） 2025年4月 三谷伸銅株式会社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 三谷伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役	1,800株
<p><b>【選任理由】</b>                      長年にわたり当社グループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社グループの更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
2	つりやのぶ ゆき 釣 谷 伸 行 (1961年3月25日)	1983年4月 日産自動車株式会社入社 2001年6月 当社取締役営業本部副本部長 2001年9月 シーケー金属株式会社取締役 2002年4月 当社常務取締役営業本部長 2007年7月 専務取締役営業本部長 2011年10月 専務取締役営業管掌 (現任) 2011年10月 サンエツ金属株式会社専務取締役営業本部長 (現任) 2011年10月 シーケー金属株式会社専務取締役 (現任)	49,800株
【選任理由】 当社グループの営業部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			
3	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (1974年11月8日)	1997年4月 株式会社北陸銀行入行 2005年10月 当社入社 2011年6月 取締役管理本部長 2011年10月 取締役財務・企画部長 2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 2013年6月 当社取締役管理統括部長 2013年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 2014年4月 日本伸銅株式会社顧問 2014年6月 同社常勤監査役 2015年6月 当社取締役管理統括部長 (現任) 2015年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 (現任) 2015年6月 日本伸銅株式会社取締役	7,400株
【選任理由】 当社グループの財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

(注) 1. 候補者釣谷宏行氏は日本伸銅株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間で、業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、当社が契約しているグループ役員等賠償責任保険契約に対する同社負担金の受取及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏はシーケー金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導、総務経理業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引及び株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏は株式会社リケンCKJVの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引を行っております。

その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役森千恵美氏、榊田和彦氏及び浜田巨氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	もり ち え み 森 千 恵 美 (1989年8月30日)	2012年4月 サンエツ金属株式会社入社 2024年4月 当社秘書室長 2024年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	2,000株
【選任理由】 当社グループ全般の業務等に関する豊富な経験と実績を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			
2	ます だ かず ひこ 榊 田 和 彦 (1942年4月24日)	1996年6月 住友軽金属工業株式会社取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2009年6月 同社代表取締役会長 2009年6月 当社社外取締役 2013年10月 株式会社UACJ相談役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 株式会社UACJ名誉顧問(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社UACJ名誉顧問	5,000株
【選任理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる企業経営の実績と非鉄金属業界全般に関する豊富な知見を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
3	はま だ わたる 浜 田 巨 (1957年6月7日)	1980年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1985年6月 浜田巨会計事務所長 1990年4月 監査法人朝日親和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2007年7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）富山オフィス責任者 2010年7月 同法人北陸事務所長 2013年1月 有限責任あずさ監査法人富山オフィス責任者 2017年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 株式会社シキノハイテック社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シキノハイテック社外監査役	0株

**【選任理由及び期待される役割の概要】**

過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見と会計監査及び株式公開支援業務等に長年にわたり携わっており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 榎田和彦氏及び浜田巨氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 榎田和彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、17年となります。

4. 浜田巨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、9年となります。

5. 当社は榎田和彦氏及び浜田巨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。榎田和彦氏及び浜田巨氏が再任された場合、当社は引き続き榎田和彦氏及び浜田巨氏を独立役員とする予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：取締役のスキル・マトリックス】

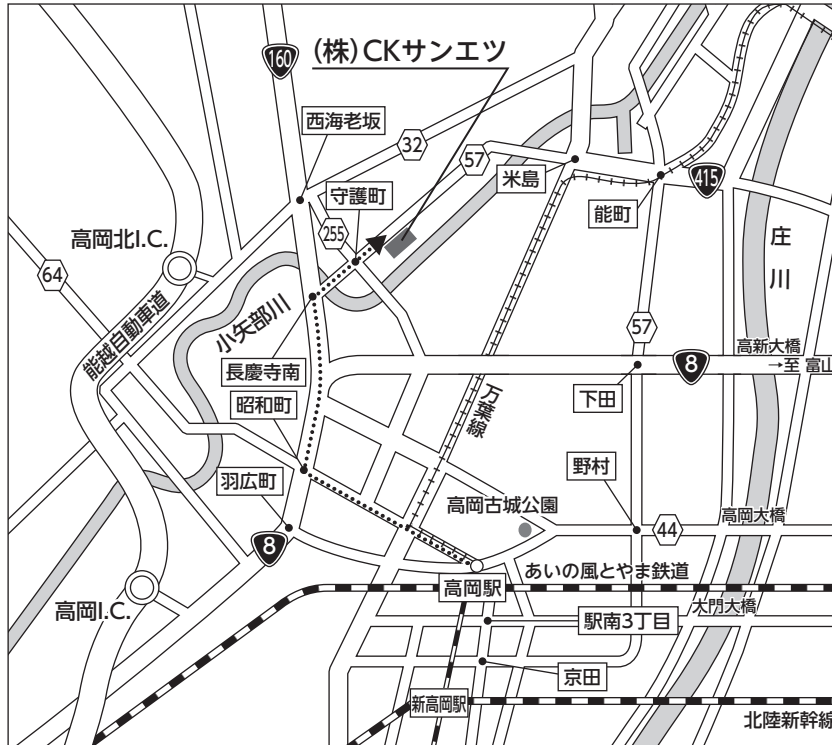
第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	独立	地位	企業 経営	事業 戦略	研究 開発	製造・ 技術	営業・ マーケティング	法務・ ガバナンス	財務 会計
釣谷 宏行		代表取締役社長	○	○	○	○	○		
釣谷 伸行		専務取締役	○	○	○		○		
松井 大輔		取締役		○				○	○
森 千恵美		取締役 (常勤監査等委員)					○	○	
榎田 和彦	★	取締役 (監査等委員)	○	○			○	○	
山田 政雄	★	取締役 (監査等委員)	○	○			○	○	
浜田 亘	★	取締役 (監査等委員)						○	○

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室  
(事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。)



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。

高岡駅より車で15分。

なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。

また、駐車場は完備しております。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。